

令和7年度第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る 財源のあり方に関する検討会議報告書

日 時： 令和7年8月6日（水曜日）15：30～17：40

場 所： 箱根町役場本庁舎4階 第1～3会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、石村光稔委員、佐藤守委員、宮地博篤委員
勝俣直人委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員
（欠席：元波英敏委員）

【箱根町】

関田企画観光部長、村山総務部長、山内企画課長、
菊池観光課長、高木財務課長、辻満財務課副課長、
企画課特定政策係鈴木・上田

傍聴人：2名

【会議概要】

企画課長

1 委員委嘱式

それでは令和7年度第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催させていただきます。議事に入るまでの進行を務めます企画課長の山内です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ち、観光分野の推薦依頼団体の役員変更に伴い、新たに委員となられたお二方の委員委嘱式を行います。

最初に、町長から委嘱状をお渡しします。名簿順にお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

（町長から委員に委嘱状を交付）

企画課長

2 町長あいさつ

次に、町長からあいさつを申し上げます。

町 長

皆さん、こんにちは。町長の勝俣でございます。
会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さんには、夏休みシーズンの大変お忙しい中、会議にご出席いただき、心から感謝申し上げます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきましたが、今回から新たに委員となるお二方におかれましては、引き続き委員をお願いしている皆さんとともに、委員長のもと、本町における観光まちづくりに関する財源のあり方の検討について、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の議題の1つでもある本町の観光動向については、インバウンド需要の好調さに牽引され、賑わいを取り戻しつつあるものの、国内の旅行需要は依然として本格的な回復には至っていない状況です。そのため、本会議にも参加いただいております箱根DMOや箱根温泉旅館ホテル協同組合をはじめ、観光事業者の皆さんと十分に連携しながら、ブランド力の強化や、首都圏を中心とした国内客層への魅力発信を重点的に進め、世界中の人々に愛され続ける「オンリーワンの観光の町・箱根」を目指し、より一層積極的に取り組んでまいる所存です。

一方、観光立町としての町政運営においては、ご承知のとおり、約1万1,000人弱の人口規模を大きく超える、ごみや下水道処理、消防救急体制など、社会インフラの維持に係る支出が大きな負担となっています。本町は全国1,700を超える自治体の中で、数パーセントにも満たない普通交付税の不交付団体であるが故に、それらの支出は自らの財源で捻出せざるを得ないなど、国の制度と町財政の実態との間には、大きな乖離が生じています。

これらを背景として、本検討会議は、長期に拡大する財源不足に対応するため、また、観光と暮らしが相互に好影響をもたらすような観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方を検討することを目的として、令和元年に設置いたしました。そして、これまで延べ13回にわたり、丁寧に議論を重ねていただいた結果、本年5月に、本町の財源確保策は、まずは宿泊税に絞って検討していくことが現実的であるとの中間報告書を提出いただきました。

今回、これまでの検討結果を中間報告書という形で取りまとめいただいたことに対しまして、委員の皆さんには、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

町では、この中間報告書の結論を受けて、箱根町にとって真に必要なかつ最も効果的な新たな財源は宿泊税であるとした

うえで、令和 10 年 4 月の導入を目指して検討を進めていくことを、町議会 6 月定例会の場で表明をさせていただきました。表明後は、報道機関をはじめ、地域内外から大変多くの反響がありました。昨今、全国各地の自治体でも宿泊税の導入や検討が進んでいますが、日本有数の観光地である箱根町が、宿泊税の使い道の範囲として、観光の振興や誘客などといった直接的な観光政策のみならず、観光客を受け入れるためにも必要な社会インフラ等の整備まで想定していることは、オーバーツーリズムの影響が日本各地で顕在化してきている中で、持続可能な観光地のあり方に一石を投ずることができたのではないかと感じているところです。

このような町の考え方が法定外普通税での導入を目指すといった報道にもつながったわけですが、本町では、年間 2,000 万人もの観光客をお迎えする行政需要に対応していくためには、新たな歳入確保に向けた取組みは、避けては通れません。検討会議の皆さんには、これから来年 5 月の報告書の取りまとめに向けて、宿泊税の具体的な制度内容を検討していただくこととなりますが、その際には、宿泊税は観光振興を図るための法定外目的税であるという、既存の枠に捉われることなく、普通税の可能性も含めた検討をお願いいたします。

いずれにいたしましても、将来にわたって本町が一層発展、成長し、魅力あふれる国際観光地であり続けるための財源とすること、この点に十分重きを置きながら、観光と暮らしの双方の視点から、忌憚のないご意見やご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

企画課長

続きまして、ただいま委嘱させていただきましたお二人から自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

企画課長

ありがとうございました。

それでは、町長はこの後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

(町長退席)

企画課長

3 開会

それでは、第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催いたします。資料の確認ですが、事前に次第、委員名簿、資料1、2及び参考資料1～3に加え、会議資料とは別に、参考として報道情報一覧と新聞の切り抜き記事を送付していますが、不足等はありませんか。なお、これまでと同様、会議録作成のため、音声認識システムを使用します。また、会議は公開で行いますので、傍聴者の方は会議の円滑な進行にご協力をお願いします。

それでは、議事に移りますが、検討会議の委員長であります高井教授からごあいさつをいただき、引き続き、議事の進行につきましてもお願いします。

委員長

4 委員長あいさつ

皆さん、こんにちは。前回の検討会議では中間報告という形で、これまでの検討をまとめていただきました。その頃と比べ、暑さも厳しくなりましたが、避暑地として箱根を訪れる方が増えてくれると良いと感じているところです。

本日から、いよいよ具体的な制度設計の検討に入っていきますが、活発に意見を交わしていただき、内容の濃い議論にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

委員長

5 議 題

(1) 観光の現状と財政の見通しについて

議題(1)についてですが、前回会議後の5月末に、検討会議から町にこれまでの議論を踏まえた中間報告書を提出しました。町長からもお話がありましたが、その後、この中間報告書を受けて、町として、宿泊税の導入に向けて検討を進めていくことを表明されました。

そこで本日から、これまでの議論を一步進めて、宿泊税の具体的な制度内容の検討に入っていくわけですが、その前提として、箱根町の観光動向や、今後見込まれる観光まちづくりに係る経費の規模感を把握しておく必要がありますので、本日の会議全体の内容も含め、観光動向や財政の見直しについて、事務局から説明をお願いします。

委員長

事務局から資料 1 をもとに、観光動向、産業構成の特徴や経費の規模感について説明した。

ただいま事務局から説明がありましたが、観光施策の推進にあたっては、町と箱根 DMO が連携して取り組んでいますので、観光動向や H O T 21 観光プランの経費の見直し内容などについて、B 委員から何か補足等があれば、よろしくお願いします。

B 委員

H O T 21 観光プラン実施計画については、歳出の対象分野と規模感を検討するにあたり、令和 6 年度第 2 回検討会議において、概算事業費の試算をしています。今回、改めて事業費を精査しましたが、ポイントの 1 つは「温泉、宿泊」ニーズを核としたコンテンツの充実の項目で、現行予算 300 万円に対し、概算経費は年間 3,000 万円としています。

箱根町では、国内需要の大半を占めている首都圏の観光客を競合観光地ととりあっている状況ですが、今後、熱海市や湯河原町などが、宿泊税を財源にクーポン券のような直接集客力向上に結び付く観光施策を打ち出すことも想定される中では、箱根町もコンテンツの充実やクーポン券の発行等により、競争力を高めていく必要があると考えています。

なお、現在の H O T 21 観光プランの計画期間は令和 9 年度までとなっており、その後は、5 年先の観光動向等を想定しながら次期計画を策定していくこととなります。そのため、資料でお示ししているのは現行計画に基づく試算額であり、4 億円あれば、将来にわたり十分に観光振興を保つことができるわけではない点には注意する必要があります。

委員長

課税要件については、次の議題で議論しますので、それ以外の部分について、補足説明いただいた内容も含め、ご意見やご質問等があればお願いします。

C 委員

説明内容に関する質問ではないですが、前任者からは、宿泊客のみを対象とした新たな税制度だけを検討することに関しては合意形成がされておらず、その先には幅広い観光客から負担を求める方策を考えなければならないということで引継ぎを受けており、そのような立場でこの会議に出席しているものと認識しています。しかしながら、本日の資料や説明

は、全て宿泊税を導入することが前提となっている印象を受けます。中間報告書でも、現時点では宿泊税を中心に検討することが現実的という表現がされているかと思いますが、箱根を訪れる全ての観光客から幅広く徴収できる税金を検討していくという考えがベースにあり、そのうえで観光振興に対する予算を含め、町の財源が不足する見込みのため、まずは宿泊税を検討するということであれば異論はありません。ただ、資料からはそういった意図は読み取れず、宿泊税を検討することだけがこの会議の全てだと見受けられたため、そうではなく、宿泊税の検討の根底には日帰りを含む全ての観光客に負担いただく方策の検討というものがあるということ、まずは確認させていただきたいと思います。

委員長

中間報告書の10ページ以降になりますが、検討会議では、地方公共団体の自主財源のうち地方税と寄付金の中から絞り込んでいくこととし、先行事例に基づき検討を重ねてきました。その中で、別荘等所有税、宮島訪問税、富士山保全協力金や有料公衆トイレなどは、箱根町で実施することが困難あるいは十分な財源規模が見込めないため導入は困難という結論に至りました。そして、残った3つの財源確保策である入湯税の超過課税、宿泊税、駐車場利用者への課税について、特別徴収義務者となることが見込まれる事業者との意見交換結果も踏まえ、相対評価を行った結果、宿泊税は、対象となる観光客の範囲や使い道の柔軟性等において他よりも適性があることを確認したため、現時点では宿泊税を中心に検討することが現実的だという結論に至ったものです。

それに基づき、本日は宿泊税の検討を進めていくための資料が配付されたもので、特段違和感はないと考えていますが、どのような資料が望ましいのでしょうか。

B 委員

全ての観光客に負担いただく方策を諦めたわけではないという点は、私を含め、ここにいる皆さんの共通認識だと思いますので、どこかにそれを書き加えたらどうでしょうか。

C委員も中間報告書の内容は承知しておられるでしょうし、ここで説明を受ければ理解いただけるとは思いますが、宿泊事業者の中には、宿泊税という結論ありきだと感じる方もいるかもしれませんし、先ほどと同じようなご意見が今後も繰り返し出てくる可能性もあるため、今後は、検討会議の資料の

中に、長期的に全ての観光客に負担いただく方策を検討することがわかるような一文を追加してはどうでしょうか。

D 委員

私も、観光客に負担を求めていく方策の検討にあたっては、宿泊客だけでなく、固定資産税の税率見直し、入湯税の超過課税や日帰り入湯税の税額変更なども同時に議論すべきと意見してきました。しかしながら、宿泊税と同時にこれらを議論することは難しいとのことで、まずは宿泊税を検討することとしています。そのような経緯を経て、本日から宿泊税の制度設計を検討していくこととなったため、この資料に基づき議論をしてよいのではないかと思います。

ただし、今後、最終報告書を取りまとめる際には、宿泊事業者を含めた様々な事業者に合意をいただくにあたり、長期的には宿泊税以外に全観光客から負担を求める方策を検討することについても記載する必要があると考えています。

委員長

確認ですが、資料に文言を入れる場合は、毎回、事務局が作成する資料に入れた方がよいということでしょうか。

B 委員

毎回このような議論になる可能性はありますし、仮にホームページに載せても全員が見るわけではないため、誤解がないように、各回の資料に、将来的には日帰りを含めた全ての観光客に対して負担いただく方策を検討していくといった文言が入っていた方がよいと思います。

事務局

中間報告書の中でも、日帰りを含む全ての観光客に負担していただく方策については長期的な課題として検討する必要があると言及させていただいており、その前提の中で宿泊税に絞って議論をしていくこととしています。その旨今後の資料に記載する方法については、一旦、事務局で引き取り検討させていただき、次回以降、修正させていただきます。

委員長

C 委員はそのような形でよろしいでしょうか。

C 委員

はい、宿泊税を中心に議論することについて異論はありません。ただ、町長が議会で表明された際に、中間報告書にある「現時点では」というニュアンスは消えていたように感じましたし、その後の報道に対し、大きな反響もありました。

宿泊事業者を代表して検討会議に出ている立場としては、全ての観光客に負担を求めて検討を続けることは強くアピールしなければならないと思っていますし、組織に戻ってから、そのような話を報告しなければならないと思い、確認させていただきましたが、観光客全体への負担を求める中で、まずは宿泊税という話が今後、明記され続けると安心するというのが正直な感想です。

D 委員

確認ですが、理想的なもの、つまり全ての観光客から負担を求める方策に関する議論も将来的には必要ですが、今後は、宿泊税の制度内容を検討するという理解で良いでしょうか。

委員長

中間報告をとりまとめる際、宿泊税を中心に検討していくことは皆さんで確認したため、今後はそのように進めていくことを予定しています。

B 委員

今後のスケジュールをみると、令和7年度の第5回と令和8年度の第1回で検討会議の報告書案について議論が予定されています。先ほど、D委員から最終報告書になんらか記載すべきとのご意見がありましたが、私も同意見で、例えば、宿泊税の後に続く税の検討について、余力があれば、この2回の議題に含める可能性も考えておくことで、宿泊事業者の方の安心感につながるのではないのでしょうか。

委員長

ただいまの意見も含め、事務局は次回以降の資料について考えていただくようお願いします。それでは、一旦休憩いたします。

委員長

(2) 宿泊税の課税要件について

それでは、会議を再開します。

次に、議題(2)について、宿泊税は自治体によって制度内容が異なりますが、自由に設定できるわけではなく、議会の承認や総務省の同意等を経て施行されていますので、まずは制度設計の参考とするため、他団体の調査結果に関して、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料2及び参考資料1、2をもとに、宿泊税先

行団体の課税要件や法定外税新設にあたっての総務省の同意基準等について説明した。

委員長

議題の議論にあたり、町側から課税要件の中でも税率や非課税事項、使い道等を中心に制度内容に関するご意見をいただきたいとの依頼がありました。

これから、委員の皆さんお一人ずつからご意見を伺いたいと思いますので、まずは、観光関係のうち、本会議の当初よりご参加いただいている B 委員から順番にお願いします。

B 委員

課税客体については、民泊も含めて全ての宿泊施設を対象とすべきだと考えます。民泊施設は旅館協同組合等に入っていないため実態把握が難しい可能性もありますが、当然協力いただくべき対象だと思います。税率については、議論が分かれるところですが、定額制にすると宿泊者数が増えない限り税収も増えませんが、定率制にすれば宿泊単価が上がるとその分税収も増やすことができます。ただし、宿泊事業者の立場からすると、宿泊料金の総額が増えることによって、どの程度、他の競合観光地との比較劣位になるのかが論点になると考えます。非課税事項については、子どもの数は減っていますが、箱根町にとっては今後の主たるターゲットとなりますので、課税免除にして配慮すべきと考えます。使い道については、これまでの議論を踏まえ、普通税かどうかは別にして、観光振興を中心とする一方で、住民の生活が向上する事業にも使えるような使途が望ましいと思っています。特別徴収義務者に係る事務負担の軽減策については、相応の交付金やシステム整備費の全額補助を行うべきでないかと思います。

A 委員

課税客体については、平等性という観点からは、全ての宿泊施設を課税客体とすることが適切だと思いますが、どのように徴収するのかは今後の課題になってくると思います。税率については、箱根町は今後、幅広い価格帯の宿泊施設の成長が見込まれるため、定率制も 1 つの考え方としてはあり得ますが、どのように徴収制度を構築していくのが懸念されます。非課税事項については、やはり修学旅行等の宿泊者は課税を免除すべきだと思っています。使い道については、観光振興に使ってほしいと思います。事務負担の軽減策につい

ては、B 委員と同意見です。

C 委員

課税客体については、当然全ての宿泊施設を対象とすべきだと思います。税率については、旅館を中心に1泊2食付きの料金をいただいている施設が多いことや、施設によって素泊まりの解釈が異なってくる可能性も考えられるため、一律定額制で課税すべきだと考えます。非課税事項については、修学旅行生には配慮し、課税免除が良いと思いますし、事務負担の軽減策については、町の都合によって行う事業であるため、システム整備費の全額補助を含め、特段の配慮をお願いしたいです。なお、課税要件を議論するにあたっては、入湯税と宿泊税の関係を整理する必要があると思いますので、次回以降、入湯税の徴収状況等を示していただきたいです。

事務局

入湯税の徴収状況や宿泊税との関係性については、次回、制度設計や使い道を議論いただく際にお示しさせていただきます。

G 委員

課税客体については、民泊を含めた全ての宿泊施設を対象にしてもらいたいと思います。民泊に関連した話ですが、仙石原地域でも民泊施設が増えてきており、近隣住民からは、宿泊者が敷地内で夜遅くまでバーベキューをやって騒いでいるといった苦情もよく聞きます。また、民泊の利用者には外国人も多く、自宅の近くで知らない外国人を見かけるため、外で遊ばないようにするなど、民泊利用者を警戒する保護者もあり、住民の安心安全のためにも、民泊への指導等をしっかりしてもらいたいと思います。非課税事項については、子ども会の立場としては、修学旅行等の子どもには課税免除をお願いしたいと思います。

F 委員

課税客体については、私も全ての宿泊施設を対象にしたいと思いますが、民泊や簡易宿所だけでなく、最近増えているグランピングや貸し別荘といった新たな宿泊形態の施設を含め、可能な限り全ての種別を対象とすべきと考えます。税率については、現時点では判断が難しいと感じています。非課税事項については、私が研究しているスペインでは、バス料金は、乗車していることに変わりはないという考え方で5歳以上は大人と同じ料金を取っているため、同様の考え方

で、修学旅行生に配慮する必要はないと思います。ただし、事務負担の軽減策については、しっかりと配慮してもらいたいです。

E 委員

税率については、以前、宿泊事業者との意見交換結果の中に、箱根らしさのある規模感の宿泊税を導入することはブランディングに繋がるといった意見があり、新鮮に思った記憶があります。ブランド力を高めていくために、どういう価格帯が望ましいのかは分かりませんが、そのような宿泊事業者の意見が反映できる制度になると良いと考えます。非課税事項については、個人的には、大学生もお金をあまりもっていないためどうなるのか気になりますが、町の皆さんの意見が反映されれば良いと思います。

D 委員

これから課税要件を検討するにあたり、箱根町は他団体とは違う財政状況であることをどのように踏まえるかによって、決まってくる項目もあるため、事前に宿泊税を課税する理由や根拠を整理しておいたほうが良いと思います。

資料1の中長期財政見通しの時点修正の結果については、中間報告までの見通しと比べると結構金額が変わっていますが、以前の財源不足額の資料は、中長期財政見通しに対して、行財政改革による収支改善効果を加味したうえで、なお生じる不足額に対してどのように対応していくかといった内容でした。ただし、今回の資料は、中長期財政見通しの時点修正の結果のみで、行財政改革による収支改善効果を見込んでいないため、どの段階での所要額とするのかは確認しておく必要があると思います。このことは、宿泊税の使い道の議論にもつながりますが、何に使うかを考える際に、例えば、他団体のように宿泊客をはじめとした観光客に直接的なメリットがあるような観光振興だけに使う場合は、目的税にして低い税額設定で導入すれば良いと思います。ただし、箱根町は、人口規模に対して非常に多くの観光客が訪れるため、ごみや下水道処理、消防救急体制等の一般行政サービスに多くの費用がかかっており、このことが財源不足の一因にもなっていると思います。そのため、新たに観光客に直接便益がある観光振興に宿泊税を使うのか、一般行政サービスの足りない部分に宿泊税を使うのかによって、大きく意味が変わってくると思います。

私の理解では、箱根町は、不交付団体である一方で、一般行政サービスへの財源が足りていないといった地域経済の特殊性がある中で、そこを賄っていくための新たな財源をこれまで検討してきていると考えています。そのような前提で課税要件を考えた場合に、課税客体は全体の宿泊施設で問題ないとしても、税率については、定率制を採用すると、宿泊料金が低い施設に宿泊した観光客の方が多くのメリットが受けられるという考え方になり、結局それに見合った観光施策を用意するという話になってしまいます。そうではなく、一般行政サービスのための財源という考え方であれば一律定額制のほうが良いと考えています。非課税事項については、修学旅行生への課税免除は明確な根拠がないので保留しますが、宿泊税先行団体では、住民は課税免除になっていないと思います。そのため、箱根町に住んでいる人が町内の宿泊施設に泊まる場合に宿泊税を取るのかといった議論が出る可能性はあり、このことは非課税事項の論点になると思います。使い道については、先ほどから申し上げており、箱根町の場合は、HOT21観光プランに基づく新たな観光施策に係る費用は考えているものの、基本的には一般行政サービスへの対応が中心となるため、使い道は全体で、予算の中で決めていけば良いと思います。

C 委員

課税客体の宿泊施設の定義について、私は保養所も対象にすべきと考えますが、他団体の事例では言及されていない施設であるため、会社の保養所は、どのように捉えるべきなのでしょう。

委員長

保養所については、その会社の従業員がお金を出し合って所有していることが多いかと思います。このため、理論上では、自身が所有している施設に泊まることになり、広義では別荘と同じになるため、それらの宿泊行為を捕捉できるのかといった部分も含めて1つの論点になると思います。いただいたご意見も踏まえ、課税客体となる宿泊施設の範囲については、次回、他団体の状況を調査し、その結果を報告するようにしてください。

また、税率についてですが、定率制も定額制もそれぞれ一長一短があると思います。定額制を採用した先行団体では、物価高や高価格帯の宿泊施設の増加等、日本全体で数年前に

は予想がつかないようなことが起きており、課税期間の見直しの際に税額を変更する団体もありますが、定率制を採用すると、宿泊価格が直接税率に反映することになり、短期間で税額を見直す必要はなくなります。これらを踏まえると、税率の検討にあたっては、インフレやインバウンドへの対応も論点になると感じました。

他になれば、次回会議では、ただいま皆さんからいただいた意見等を踏まえ、町が作成するたたき台をもとに制度設計や使い道に関する考え方を検証していきたいと思います。

(3) その他

委員長

次に議題(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局から参考資料3をもとに、次回の議題の説明や日程に関する事務連絡を行った。

委員長

事務局から説明がありましたが、確認事項等がありますか。なければ、最後に、議題1でC委員からいただいたご意見を踏まえた対応について、説明をお願いします。

事務局

議題1では、宿泊税検討の根底には、全ての観光客に負担いただく方策の検討があることがわかるよう、資料の中に文章を追加してはどうかというご意見や、それに関連して、長期的な課題として最終報告書に記載すべきというご意見をいただきました。このことを踏まえ、委員長と対応を協議させていただいた結果、参考資料3のスケジュールのうち、今年度の第5回会議で予定している報告書(案)の検討の前に、長期的な課題として、全ての観光客に負担いただく方策について検討するという議題を設けるとともに、当該資料の中にも明記するようにしたいと思います。スケジュールに関する資料は、次回以降の検討会議でも使用する予定ですので、その中で、将来的には宿泊税以外も検討していくことをお示する形で対応させていただきたいと思います。

企画観光部長

補足説明ですが、中間報告書の中には、日帰りを含む全ての観光客に負担いただく方策は、長期的な課題として検

討する必要があるという文言が盛り込まれています。町では、中間報告書を踏まえ、6月定例会の冒頭や本日のあいさつにおいて、町長から令和10年4月を目指して宿泊税の導入に向けた検討を進めるという方針を述べさせていただきましたが、その根底には、全ての観光客に負担していただく方策の検討は長期的な課題であるという認識があることはご理解いただきたいと思います。

委員長

検討会議のスケジュールは毎回添付しますので、今後の議題の中に、日帰り客を含めた広く観光客から負担していただく方策を検討することをしっかり明記することが事務局からの提案になります。ただし、この件は、C委員個人だけではなく組織としての見解もあるため、持ち帰り、組織内で調整していただきたいと思います。

他になれば、今日の議事はこれで全て終了したいと思いますので、事務局に進行をお返しします。

4 閉 会

企画課長

本日は大変お忙しいところ、長時間にわたり熱心なご議論ありがとうございました。これで令和7年度第2回観光まちづくりの充実維持に係る財源の在り方に関する検討会議閉会いたします。